

令和5年第10回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年9月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和5年9月8日(金) 午後3時15分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	池上 次男
澁江 隆司	竹内 功次	長代 悦和	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

6番委員 7番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第23号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第24号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第25号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第26号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和5年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が7名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 議案第40号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主査) 【議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号37番】

(農地担当) それでは37番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、以前から受人がこの農地を耕作されております。現状と何ら変わりなく、隣の自作地と合わせて耕作をされているので、問題ないと思います。よろしくお願いたします。

(農地担当) 農地のある山田地区の小西委員、説明をお願いします。

(15番委員) 現地を確認したところ、きれいに作付けされておりました。この状態が続くのであれば問題ないと思います。

(農地担当) 竹内委員、補足がありましたらお願いします。

(竹内委員) 補足はありません。地元としては問題ありませんのでよろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当) 続きまして38番、清音三因の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、現在昭和地区に住んでいる方が新たに購入される空き家の目の前の農地です。夫婦で家庭菜園をしていきたいという事で、一生懸命野菜を作付けするという事です。詳細については、若林委員からお願いします。

(農地担当) それでは若林委員、説明をお願いします。

(9番委員) この農地は、今までも保全管理されていた畑でございます。これからは家庭菜園として利用されますので特に問題ないものと思われまして、溝掃除等地域での活動にも参加していただけると伺いましたので、地元としては問題ないと思います。ご審議のほどよろしく

お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、38番は許可されました。

【受付番号39番】

(農地担当) 続きまして39番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件は、受人と渡人は、実家が隣同士です。現在、受人が自分の農地と隣にあるこの農地に野菜を作付けしております。受人は、市外に在住ですが、農機具は新本の実家に保管しており、新本で農業をしっかりとやられております。地元としては問題ないと思いますので、よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) 長代委員、何か補足はありますか。

(長代委員) 補足することはありません。地元としては問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、39番は許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当) 続きまして40番、溝口の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件は、受人の方がこの農地の近くの土地を購入して家を建てるということで、その際、この農地も一緒に購入するという事です。受人は、一人暮らしですが、市街化にある27平方メートルの小さい畑を家庭菜園として頑張っていくという事でしたので、問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、申請地のある地元委員の中村委員、説明をお願いします。

(5番委員) 本人に聞き取りを行いました。特に問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。40番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、40番は許可されました。

【受付番号41番】

- (農地担当) 続きまして41番、井尻野の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、受人は、県外にお住まいですが、5年ほど前からこの申請地の近くの宅地を借りていて織物業をされております。この農地を貸借して織物で使用する綿花を栽培しておりましたが、夫の退職と共にこちらに移り住むということで、この度購入するという事です。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。41番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、41番は許可されました。

【受付番号42番】

- (農地担当) 続きまして42番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (11番委員) この案件は、受人と渡人はいと同じです。受人は県外に住んでいますが月に2回ほど週末に帰ってきているそうです。この度、この畑を受人に贈与するという事です。現在の畑の状況は、栗、柿、ミカンやネギなどの野菜を植えて管理されております。将来的には、久代に奥さんの実家があるので帰ってくる予定だそうです。そういうことで、地元としては問題ないと思いますので、よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) 竹内委員、何か補足はありますか。
- (竹内委員) 現場を確認しましたが、しっかりと管理をされておりました。地元としては問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号43番】

(農地担当) 続きまして43番、門田の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、申請地の半分は近隣の福祉作業所が借り受けて花苗を植えておりました。この度、受人が新規就農となっておりますが、福祉作業所と関連のある方です。また、この農地に隣接する宅地を購入されて家を建てる予定です。この宅地を含め、渡人の持っている農地を一括して購入するという案件です。現在、花苗を作付けしているところは、そのまま福祉作業所と一緒に花苗の作付けを続けていき、それ以外の農地については、再生して畑、田として利用していく予定です。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、受人が秦の方ですので仮谷委員、説明をお願いします。

(8番委員) 農機具は購入予定という事でした。本人と面談したところ、仕事をしながら農業もやっていくという事でしたが、両親も一緒に農業を手伝うということで、問題ないと判断いたしました。

(農地担当) 池上委員、補足はありますか。

(池上委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) 以前、この申請地の一部は福祉作業所との利用権が設定されており、花苗を作付けしていましたが、今後は受人が福祉作業所と共同で耕作をしていくということですが、利用権については、今後どうなるのでしょうか。

(3番委員) まだ、その話は本人と話をしておりませんが、闇というのは問題になるので、中間管理か利用権設定を促すようにいたします。

(農地担当) 他に何かありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号44番、5条49番】

(農地担当) 続きまして44番, 見延の件につきまして, 5条の49番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。まず, 現地調査の報告をお願いします。地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が宅地, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) この案件ですが, すでに駐車場として利用しております。この手前に畑がありますが, 現在管理をされている畑です。今後も野菜を作付けするという事ですので, 地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 5条の件については, 始末書が提出されています。農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 44番, 5条の49番は許可されました。

【受付番号45番】

(農地担当) 続きまして45番, 秦の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件は, 申請地の隣に空き家があり, ここに自宅を建てるようです。この方は, 他地区で農業をやられており, 農業実績がかなりありました。農機具もしっかり所有しており, 地元としては問題ないと思いますので, よろしく審議の程をお願いします。

(農地担当) 池上委員, 何か補足はありますか。

(池上委員) 補足することはありません。よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 45番は許可されました。

【受付番号46番】

- (農地担当) 続きまして46番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この申請地の隣が道路の拡張工事によって使いづらい場所になっておりますが、受人は地元でしっかり農業をされている方なので問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) 池上委員、何か補足はありますか。
- (池上委員) 補足することはありません。よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。46番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番, 48番】

- (農地担当) 続きまして47番、上林の件につきまして、48番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件は、渡人が5年ほど前から農業が出来ないということで、荒れた土地になっていました。この度、受人が稲作をしたいという事でこの度の申請になりました。受人は、しっかり農業をやっている方なので、地元としては問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、47番、48番は許可されました。

【議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第41号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号33番】

(農地担当) 続きまして33番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が墓地、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺
農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地でございますが、近年、市街化されているエリアです。詳細は最相委員から願
いします。

(最相委員) 申請地は、もともと一つの田だった場所ですが、半分はすでに宅地になっており、今回
の申請は、残りの区画です。地元としては、周辺営農上、問題ないと思いますのでよろし
く審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね
10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断し
ています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、33番は許可されました。

【受付番号34番】

(農地担当) 続きまして34番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が畑、北が道路です。転用した場合の周辺農

地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、用水、排水については問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、34番は許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当) 続きまして35番、門田の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が水路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この申請地ですが、ここ数年宅地化されている地区で、最後の区画になります。周辺営農上問題はありませ。生活雑排水で合併浄化槽を使用しますが、合併浄化槽の処理水が直接用水路に入らないようにという地元の要望にも応えてもらっております。地元としては問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号36番、39番、37番、38番】

- (農地担当) 続きまして36番、真壁の件について、39番と使用貸借の37番、38番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が水路、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5番委員) この案件ですが、用水、排水については問題ありません。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましても、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われまます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、36番、39番、37番、38番は許可されました。

【受付番号40番、41番】

- (農地担当) 続きまして40番、西阿曾の件について、41番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この申請地ですが、未来法によってゾーン指定を受けたエリアに隣接した県道沿いの三角形の農地です。農地としての利用はなく、景観用の花壇として利用されておりました。今回の転用により、周辺農地に影響が出ることはないと思います。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、40番、41番は許可されました。

【受付番号42番】

(農地担当) 続きまして42番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、申請地周辺は開発が進んでいる場所で、今回が最後の区画になります。現地調査を行いました。用水については東から西に向かってあるので問題ありません。排水、日照通風、土砂流出については、被害防除計画書の記載内容と周辺状況を確認しましたが、周辺農地に影響はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号45番、46番】

(農地担当) 続きまして45番、西阿曾の件について、賃貸借の46番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が田、水路、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件は、未来法に基づいて農地転用を行うものでありまして、全体としては約9ヘクタールの農地に食品物流倉庫3棟と事務棟を建設しようとするものです。これ

まで地元へ説明会も開催され、地権者の承諾も概ね取り付けている段階になっております。計画では敷地との境界にL字型擁壁等で土砂の流出を防ぐこと、敷地内に調整池を設けて土砂等を沈殿させたうえで水路に放流するという計画になっております。物流倉庫が2階建て事務棟は3階建てという構造になってはいますが、農地から離れており、日照通風の影響はないものと思います。また、現在敷地内に農道と用水路がありますが、付け替え工事をして、下流の農地に影響がないように配慮するという計画を聞いております。地元としては大がかりな計画であり、いろいろありましたけど、現時点では特段の問題は、生じてないと考えております。よろしく審議の方お願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地ですが、例外許可規定として地域整備法の定めるところに従って設置される施設として適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、45番、46番は許可されました。なお、この転用面積が30アール以上となりますので、県の諮問会議へ諮問し、答申を受けた後に許可といたします。総社市農業委員会といたしましては許可見込みという形で諮問会議に付すようにいたします。

【受付番号47番】

(農地担当) 続きまして47番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、上林の住宅振興地で最後の区画になります。用水については問題ありません。雨水については集水柵を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として隣接地に影響はないものと思われれます。どうぞ審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号48番】

(農地担当) 続きまして48番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地でございますが、周辺は完全に宅地化されております。詳細は最相委員からお願いいたします。

(最相委員) 申請地は、宅地化が進んでいるところで分譲地の最後の1区画です。地元としては、周辺営農上、問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、48番は許可されました。

【受付番号50番、51番】

(農地担当) 続きまして50番、真壁の件について、51番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5番委員) この案件ですが、用水、排水については問題ありません。隣接農地への日照通風、土砂流出とも問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われまます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、50番、51番は許可されました。

【受付番号52番】

- (農地担当) 続きまして52番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が雑種地、南が雑種地、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) 申請地でございますが、先ほど現地説明がありましたとおり雑種地に囲まれております。詳細は茅原委員からお願いします。
- (茅原委員) 申請地の隣に、土木工事業者の倉庫が建っており、周囲が駐車場になっております。その駐車場に隣接する形で今回の申請地がありますが、現況は雑種地になっています。この度、一体利用したいという事で申請が上がってきております。隣接地に農地がありますが、ブロック擁壁で土砂流出を防ぐようになっています。雨水についても勾配があるので既存の水路へ流れる構造になっています。地元としては、周辺営農上、問題ないと思いますのでよろしく審議のほどをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) すでに駐車場として利用されており始末書の提出がありました。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。52番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号53番】

- (農地担当) 続きまして53番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、用水については問題ありません。雨水については集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として隣接地に影響はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号44番】

- (農地担当) 続きまして44番、真壁の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5番委員) この案件ですが、露天駐車場としての申請です。地元としては、周辺営農に支障がないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、44番は許可されました。

【受付番号43番】

(農地担当) 続きまして43番、西阿曾の件について、現地調査の報告をお願いします。

(8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、実家の隣地にある農地へ娘夫婦の家を建てるという申請です。住宅と市道に囲まれた農地でありますので、地元としては周辺営農に支障はないものと思われま
す。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、43番は許可されました。

【報告第23号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第23号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第23号 報告書について朗読】

【報告第24号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第24号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第24号 報告書について朗読】

【報告第25号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第25号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第25号 報告書について朗読】

【報告第26号 農地法第6条の規定による報告について】

(農地担当) 次に、報告第26号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第26号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 33ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。ただし、県の諮問会議に付す45番及び46番については、県の諮問会議に付して意見の答申を受けた後、速やかに許可証を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が12件、5条関係が21件でございました。以上で、日程第3の農地案件についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 次に、日程第4「その他」に入ります。委員の方から、何かありませんか。

(会長) ないようでしたら、私から報告があります。農地利用の最適化の推進に関する指針の目標値の更新についてですが、先日、運営委員会を開催しまして、目標数値について協議をして決定しましたので、ここで皆様に報告をさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(次長) 【農地利用の最適化の推進に関する指針の目標値の更新について 説明】

(会長) ありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、この最適化指針についてはホームページで公表をすることとなります。以上、私からの報告とさせていただきます。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時15分